

令和8年度 長井市定住促進補助金・長井市住宅新築補助金のご案内

定住促進補助金

◆補助を受ける条件

- ① 下記のいずれかに該当する者
 - ・新築又は建売住宅を購入する場合、**令和5年4月1日以降**に市内の土地を購入し、そこに自ら居住する住宅であること
(建売住宅の場合：新築後2年以内の住宅で居住歴がないもの)
 - ・中古住宅の場合、**令和8年4月1日以降**に市内の土地を購入し、そこに自ら居住する住宅であること(築年数20年以上の住宅)
- ② 申請者は、**土地及び建物の登記完了後に2分の1以上の所有権を有すること**
- ③ 市税等の滞納がないこと
- ④ 新築の場合は工事着工前、建売住宅及び中古住宅の場合は売買契約後に申請すること
着工予定日が4月13日(月)以降であること
- ⑤ **令和9年3月末日までに、工事の実績報告(実績報告書の提出)ができること**
- ⑥ 補助金を受領後、5年間は転出又は転居しないこと

土地を購入し、
新築・建売・中古住宅の
購入をされる方



◆補助内容

1. 新築又は建売住宅の購入者

(1) 高校3年生相当までの子(平成20年4月2日以降に生まれた子)を養育している者

補助区分	内容	補助金額
① 市外在住転入者	申請時において市外在住者で、これまで市内に在住したことがない者	100万円
② Uターン者	過去に市内に在住した者で、申請時において転出の日から起算して5年以上が経過し、市内に転入する者	100万円
③ 市内在住転入者	市外から転入し、申請時において貸家等に居住している者で、それ以前に市内に在住したことがない者	50万円
④ 市内在住者	①～③以外の者で、市内に在住している者	20万円

(2) 新築又は建売住宅の場合、高校3年生相当までの子を養育していない者：20万円

2. 中古住宅購入者(築年数20年以上の中古住宅購入者)：中古住宅及び土地取得費用の2分の1に相当する額(上限10万円)

住宅新築補助金

◆補助を受ける条件

- ① 市内に住所を有する(令和9年3月末日までに居住する予定の方を含む)方が市内に持家住宅を新築又は建売住宅を購入すること
(建売住宅の場合：新築後2年以内の住宅で居住歴がないもの)
- ② **市内に本店(支店)を有する業者と契約し施工すること**(建売住宅の場合：申込期間内に売買契約を締結すること)
- ③ 同一年度に同じ補助金を受領していないこと
- ④ 市税等の滞納がないこと
- ⑤ **申請前に着工していないこと(※工事着工前に申請し、交付決定を受けてください)**
着工予定日が4月13日(月)以降であること
- ⑥ **令和9年3月末日までに、工事の実績報告(実績報告書の提出)ができること**

市内業者と契約し、
新築・建売住宅の購入を
される方

◆補助金額：50万円

◆申請時の提出書類

- ・補助金交付申請書
- ・工事見積書(建売、中古住宅の場合は不要)
- ・着工前写真(建売、中古住宅の場合は建物全景写真)
- ・工事請負契約書又は売買契約書の写し
- ・工事図面(建売住宅の場合は平面図)
- ・令和7年度市税等納税証明書

【定住促進補助金の追加書類】※定住促進補助金の申請は上記(見積書除く)に加え下記の書類も提出してください。

- ・土地売買契約書の写し
- ・住民票[世帯全員のもの]
- ・戸籍附票[世帯全員のもの]
- ・誓約書
- ・中古住宅の場合は建築年数が確認できる書類(登記事項証明書等)

※補助区分(1)①～③の場合のみ：住民票、戸籍附票、誓約書提出

◆申込期間

令和8年4月6日(月) ～ 令和9年2月26日(金)まで

※交付決定は申請書の受理から5営業日程要します。 ※予算の範囲内、先着順での受付となります。

◆お問い合わせ先

※詳しくはHPをご覧ください。 ※詳しくはHPをご覧ください。

長井市 建設課 都市・住まい政策室 ☎0238-82-8018(直通)

※公共事業又は民間事業で建物移転補償による工事をする場合は、補助対象となりません。